

**新潟県病院局管理規程第5号**

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第2（第5条関係）</b>		<b>別表第2（第5条関係）</b>	
区分	支給月額	区分	支給月額
(略)	(略)	(略)	(略)
柿崎病院 坂町病院	47,000円	柿崎病院 坂町病院	47,000円
		<b>加茂病院 吉田病院</b>	<b>14,100円</b>
備考 (略)		備考 (略)	

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。